

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

平成 30 年 4 月 25 日 答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1701048号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800009号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成24年6月1日から同年4月1日に訂正し、同年4月及び同年5月の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

平成24年4月1日から同年6月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年4月1日から同年6月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年4月1日から同年6月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の加入記録がない。

給与明細書等を提出するので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社に係る雇用契約書、請求者に係る雇用保険の加入記録及び同社事業主の回答により、請求者が同社に平成24年4月1日から継続して勤務していたことが認められる上、請求者から提出された給与明細書により、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者から提出された当該期間に係る給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成24年4月から同年5月までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を年金事務所に対し誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成24年4月1日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1701107号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800010号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年1月1日から同年2月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の加入記録がない。
請求期間当時に使用していた手帳の写しを提出するので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間にA社に勤務していたことが確認できる資料として、当時使用していた手帳の写しを提出している。

しかしながら、雇用保険の加入記録により確認できる請求者のA社における資格取得年月日及び同社が請求期間当時に加入していた健康保険組合における健康保険の被保険者資格取得年月日は、いずれも厚生年金保険と同日の平成3年2月1日であることが確認できる。

また、B社から提出された請求者に係る社員台帳により、請求者の入社年月日は平成3年2月1日であることが確認できる。

さらに、請求期間当時のA社に勤務していた従業員に文書照会を行い、複数の者から回答があったものの、請求者の入社年月日を記憶している者はおらず、請求者は、請求期間に係る給与明細書等を保有していない上、B社は、請求期間当時の賃金台帳等の資料を保存していないことから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。